

・ A T T社長の説明を鵜呑みにして裏づけ確認をまったくしていないこと  
・ 売上先の信用は調査しても、仕入先の信用は問題ないとの考え方

また、藤光樹脂が置かれていた状況として、2017年3月期には、前期まであった大型商談が大幅縮小または終了し、売上の大幅な減少が想定されており、2016年4月から「新たな取引の拡大が至上命題」となっていたことが説明されており、こうした事情も、「疑問点を抱かず、慎重な調査を怠ることにつながっていた」とみている。

## 不正リスクの許容ライン

A T Tによる架空循環取引に巻き込まれたことが判明した2社は、どちらも商社であり、与信管理や取引先調査に関しては、それぞれノウハウを有しているはずであった。調査報告書からも、中国現地企業を訪問したり、信用保険を付保したり、回収不能リスクに備えて、対策を講じている様子がうかがえる。しかし、架空循環取引であることは見抜けな

かった。

報告書からは、A T T社長が言葉巧みに中国市場の特性を説明して、担当者の疑念を晴らしている様子がわかるし、被害に遭った両社ともに「売上拡大」を焦るあまり、「信じたいことしか信じない」状況に陥っていたであろうことは理解できる。とはいえ、売上拡大のみに目を奪われてはならないことは、数多くの事例が教示するところである。販売先を訪問したら会社が存在しなかった、販

売先ではない会社から入金があったなど、およそ日本の商慣習とは相容れない事態に遭遇したときに、まずは立ち止まって取引全体を客観的に分析することが必要である。そして、取引関係者からいかに言葉巧みに説明されようとも、日本におけるビジネスの常識が通用しない場合には撤退する勇気を持つということが、「不正リスクの許容ライン」の最後の線ではないかと考える。

必要である。不正リスクを許容するために保険料を支払い、売掛債権を保全するという手法は広く用いられているところであるが、藤倉報告書に明記されているように、架空循環取引により生じた債権については、実際に商品が納入されていないため、保険金支払の対象とはならない。不自然な取引について、信用保険があるから大丈夫という安易な考えは、架空取引には通用しないことをあらためて肝に銘じておきたい。

# IV 調査するならグループ全体を再度不正が発生した場合の不正リスクの許容ライン

2017年6月12日、(株)東京証券取引所(以下、「東証」という)は、「公表措置及び改善報告書の徴求」<sup>(5)</sup>を公表し、昭光通商(株)(以下、「昭光通商」という)に同月26日までに「改善報告書」の提出を求めた。昭光通商は、2015年5月と2017年2月の2回にわたり、特別調査委員会を設置する旨のリリースを出しており、東証からは、「(最初の)調査委員会から

再発防止策として国内外の商流の再確認等の提言を受けていたにもかかわらず、これを十分に策定及び実行しなかったこと」も2度目の調査委員会設置を余儀なくされた2因であり、「開示された情報の内容に虚偽があることにより上場規則に違反しており、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるもの」と指摘された。昭光通商における2度の特別調査

委員会設置について、その内容を検証したい。

<sup>(5)</sup> <https://www.jpex.co.jp/news/1021/20170612-12.html>

## 最初の特別調査委員会による報告書

2015年5月8日、昭光通商は、昭光通商およびその連結子会社